

## 郡山市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進するため、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）第4条に掲げる事業を行い、地域の金融機関等から融資等を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - (2) 開業届（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の届出書をいう。以下同じ。）における住所地及び納税地に本市を指定している者又は法人設立届出書（法人税法（昭和40年法律第34号）第148条第1項の届出書をいう。以下同じ。）における本店又は主たる事務所の所在地及び納税地に本市を指定している者
  - (3) 総務省要綱に基づく交付金の交付決定を本市が受けた事業であって、次の要件を満たす事業を3年以上継続する意思を有する者
    - ア 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型の事業であること。
    - イ 市の負担により直接解決又は支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること。
    - ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性及びモデル性がある事業であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としない。
- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（営利を目的とした事業を営む個人又は法人のうち、前項第1号に該当しないものをいう。以下同じ。）が所有している者
  - (2) 発行済株式の総数又は出資員額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - (3) 大企業の役員又は従業員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
  - (5) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者
  - (6) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当している認められる者又は該当していると認められる者が役員を務める法人
  - (7) 事業に関し必要な許認可等を取得していない者
  - (8) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がある者

- (9) 過去に本補助金の交付を受けたことがある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者  
(補助金の交付の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに相当する額は、補助対象経費から除くものとする。
  - (1) 補助対象者（法人の場合は当該法人の役員をいう。）の3親等以内の親族に支払う賃借料、売買代金等
  - (2) 国又は地方公共団体から交付を受けた補助金その他それに類する収入  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から地域金融機関若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を受けた地方公共団体が行う無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）及び補助対象者の自己資金等を除いた額とする。

- 2 前項の額は次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に掲げる額を限度とする。
  - (1) 融資額等が前項の規定により算出した額（以下「算出額」という。）と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
  - (2) 融資額等が算出額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
  - (3) 融資額等が算出額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
  - (4) 融資額等が算出額の4倍以上の額の場合 5,500万円
- 3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
(事前協議)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を申請しようとする日までに、郡山市地域経済循環創造事業実施計画（第1号様式。以下「事業実施計画書」という。）を市長に提出し、事前に協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議に当たっては、総務省のほか、その内容に応じて金融機関、商工団体等と情報を共有し、事業実施計画書への意見や提案を募るものとする。
- 3 申請者は前項の協議により意見、提案等があった場合、事業実施計画書に対し、必要な修正を加えなければならない。  
(補助金の交付の申請)

第6条 申請者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書及び同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は事業実施計画書とし、同条第3号のその他の市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (2) 開業届又は法人設立届出書の写し（税務署に受付されたことが確認できるものに限る。）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し（施設整備費のうち、事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事及び修繕

に係る経費については、2者以上の見積書の写しを添付すること。）

(4) 直近の決算書又は確定申告書の写し（事業に係る決算又は確定申告を行った者に限る。）

(5) 他の補助金その他それに類する収入の額が確認できる書類（第3条第2項第2号に掲げる収入がある場合に限る。）

2 補助金の交付の申請に当たっては、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該補助対象経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないときは、この限りではない。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の1に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額及び融資額等の減額を伴わない変更

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

(2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(3) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

(4) 第6条第2項ただし書のときは、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこと。

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、申請書の内容等の適否について、規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書又は郡山市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、当該完了の日から20日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(2) 取得財産等管理台帳（第4号様式）（事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合に限る。）

(3) 金融機関等からの融資を証明する書類（融資契約書の写し等）

(4) 事業の成果を確認できる書類（写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況一覧等）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助対象経費から減額して提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（概算払）

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

（補助金の返還）

第13条 規則第18条に基づく返還の期限は、当該返還の通知を行った日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は未納額についてその未納期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 第6条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで申請をし、第10条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第10条第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を郡山市地域経済循環創造事業補助金消費税等仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、規則第18条の規定に準じ、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前条の規定は、前項の返還について準用する。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、取得財産等については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 市長は、補助事業者に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を納付させることができる。

（財産処分の制限）

第16条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府令第6号）第8条に定める期間とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、次のとおりとする。

(1) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにその従物

(2) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のもの

3 補助事業者は、第1項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ郡山市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認をする場合において、担保に供する処分の承認は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日付け総官会第790号)を準用する。この場合において、同基準第3中「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。

(収益納付等)

第17条 補助事業者は、事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の10日以内に、郡山市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による報告により、補助事業者に事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、当該者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補助事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの補助金の交付の目的に資する事業への再投資(第3条に規定する内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。)によって公益への貢献が認められると市長が特に認めた場合はこの限りではない。

4 前項の規定により納付を命ずることができる額は、補助金の額を限度とする。

5 第3項の規定により納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

6 納付の対象となる期間は、事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

補助対象経費	区分	内容
事業の実施に要する経費	施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕並びに購入に係る経費（用地取得費を除く。）
	機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事管理、修繕、購入、リース及びレンタルに係る経費
	備品費	事業の遂行に必要な備品の購入、リース及びレンタルに係る経費
	調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費（補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。）